

2021年度 議案別議決権行使状況(国内株式)
 [2021年7月～2022年6月の株主総会議案に対する議決権行使]

りそなアセットマネジメント株式会社

信託財産（国内株式）にかかる投資先企業の株主総会議案については、以下のとおり議決権を行使しましたので、お知らせ致します。

□取締役選任、監査役選任については、1候補者につき1議案として集計しています。

1. 会社提案議案に対する行使件数

		合計				反対比率 (前年)	
		賛成	反対	棄権	白紙 委任		
会社機関に関する議案	取締役の選解任	15,501	1,948	0	0	17,449	11.2% (11.7%)
	監査役の選解任	1,164	206	0	0	1,370	15.0% (14.8%)
	会計監査人の選解任	73	0	0	0	73	0.0% (0.0%)
役員報酬に関する議案	役員報酬(※1)	868	96	0	0	964	10.0% (13.5%)
	退任役員の退職慰労金の支給	1	109	0	0	110	99.1% (80.6%)
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,420	28	0	0	1,448	1.9% (2.0%)
	組織再編関連(※2)	43	3	0	0	46	6.5% (0.0%)
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	62	0	0	62	100.0% (100.0%)
	その他資本政策に関する議案(※3)	72	0	0	0	72	0.0% (2.3%)
定款に関する議案		2,095	17	0	0	2,112	0.8% (2.0%)
その他の議案		5	5	0	0	10	50.0% (33.3%)
合計		21,242	2,474	0	0	23,716	10.4% (11.7%)

2. 株主提案議案に対する行使件数

	合計				賛成比率 (前年)	
	賛成	反対	棄権	白紙 委任		
合計	6	287	0	0	293	2.0% (5.7%)

(※1) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(※2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

3. 議決権行使の概況

- ・ 2021年度（2021年7月～2022年6月）に開催された行使対象企業の株主総会は2,288件あり、その総会議案すべてに対し議決権を行使しました。個別議案の行使判断を行うにあたっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえたうえで、当社の「議決権に関する行使基準(以下、行使基準)」に則り審議を行いました。また、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、その影響を十分に考慮した判断を行いました。
- ・ 今回行使した会社提案の議案数は23,716議案で、株主総会資料の電子提供制度導入にかかる定款変更議案を各企業が上程したことから、前年度に比べ1,457議案増加しました。また、株主提案の議案数は、投資ファンドなどから提案を受けた企業が大幅に増えたことから293議案となり前年度に比べて100議案増加しました。
- ・ 会社提案(合計)に対する反対比率は、10.4%で前年度に比べて1.2%低下する結果となりました。「退任役員の退職慰労金の支給」の反対比率が大幅に上昇しましたが、「取締役の選解任」の反対比率が低下したことに加え、形式的な「定款に関する議案」が多かったことから、反対比率は低下する結果となりました。
- ・ 「取締役の選解任」では、取締役会構成等の妥当性・適切性、会社の業績や資本効率、社外取締役の独立性等の妥当性を審議し、問題があると判断した場合は反対しています。取締役会に独立性のある社外取締役を求める基準を厳格化しましたが、企業のコーポレートガバナンス・コードへの対応が進んだことから反対数は減少しました。
- ・ 「監査役の選解任」では、社外監査役の独立性等の妥当性を審議し、問題があると判断した場合は反対しています。また、監査役の総数や社外監査役を減員するに際して十分な説明がない場合、監査役を含めたガバナンス体制構築の責任は取締役会にあることを勘案し、代表取締役の選任に反対しています。
- ・ 「役員報酬」では、役員報酬等の水準、仕組み等妥当性を審議します。社外取締役、監査役等に対する役員賞与の支給・ストックオプション付与について反対していますが、固定報酬としての株式報酬については独立性に影響ない範囲で支払う場合は賛成しています。「退任役員の退職慰労金の支給」は、原則反対としたことから反対比率が大幅に上昇しました。
- ・ 「剰余金の処分」では、株主還元、内部留保等の水準の妥当性を審議し、問題があると判断した場合は反対しています。また、株主総会ではなく取締役会で配当を決定する企業について、問題があると判断した場合は取締役の再任に反対しています。
- ・ 「買収防衛策の導入・継続・廃止」は、事前警告型買収防衛策の導入・継続を原則反対としています。ただし、取締役会に過半数の独立した社外取締役が存在する企業で、買収防衛策の導入・継続の必要性について合理的かつ納得性ある説明があった場合のみ賛成することもあります。該当はありませんでした。
- ・ 株主提案については、中長期の株主価値向上に資するものか、あるいは株主の権利をより保護するものか十分に検討し、判断にあたっては議決権の行使基準を通じて当社が求めるガバナンス体制や財務面での水準等を当該企業が満たしているかを考慮しています。

※ 個別の投資先企業及び議案毎の行使内容及び賛否の理由につきましては、「議決権行使結果の個別開示」をご覧ください。

4. 利益相反管理

- ・ りそなホールディングス株式会社については、当社の「議決権に関する行使基準」に基づき第三者である助言会社(ISS社)の助言を受けて行使しました。
- ・ りそなホールディングスの議案（第1号議案：定款一部変更、第2号議案：取締役10名選任）については、助言会社の助言に従いすべて賛成しています。
- ・ 議決権行使結果については、当社の利益相反管理方針に則って社外第三者で構成される責任投資検証会議の検証を受け、利益相反の観点から問題がないことを確認しました。